

様式第 3

会 議 録

会 議 名	令和 4 年度自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会 第 1 回専門部会（権利擁護部会）
議題及び議題毎の 公開又は非公開の 別	議題 1 部会長及び副部会長の選任について 2 障がいのある方への虐待通報件数・成年後見市長申立件数 について（報告） 3 事例検討・情報交換
日 時	令和 4 年 1 0 月 4 日（火） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで
場 所	総合福祉会館 3 階 第 3 会議室
出 席 委 員	部会長 中野 徹也 五十嵐 孝子 川崎 和夫 平井 賢吾 知久 たい子 柿崎 由佳 東風谷 一 前堀 由佳 副部会長 並木 徹 木村 友香理 逆井 一夫 結城 良昌 熊澤 英也 川嶋 文和 鈴木 佑治
欠 席 委 員	金剛寺 守 関根 悟 松原 良太 松本 尚史 小山田 瑞木
事 務 局	山崎 優（障がい者支援課相談支援係長） 吉岡 美由希（障がい者支援課相談支援係主任主事）
オ ブ ザ ー バ ー	加藤 満子
傍 聴 者	1 人
議 事	令和 4 年度自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会第 1 回専門部会（権利擁護部会）の会議結果（概要）は、次のとおりである。 【開会】 令和 4 年 1 0 月 4 日午後 1 時 3 0 分、開会した。事務局から傍聴者が 1 名いることを報告。会議録作成のため I C レコーダーにより録音することの了承を得た。

	【委嘱状等の交付及び委員の紹介】 事務局より、委員選任の経緯について説明。各委員より自己紹介。事務局より、欠席委員の紹介及び事務局の紹介。 【議題１ 部会長及び副部会長の選出について】 部会長の選出について、委員からの立候補及び推薦がいなかったため、事務局より中野委員を推薦し、了承される。 ＝中野部会長より挨拶＝ 以降、中野部会長が進行した。 副部会長の選出について、委員からの立候補及び推薦がいなかったため、事務局より並木委員を推薦し、了承される。 ＝並木副部会長より挨拶＝ 【議題２ 障がいのある方への虐待通報件数・成年後見市長申立件数について】
中野部会長	障がいのある方への虐待通報件数について、事務局より報告をお願いします。
事務局	＝令和４年１０月４日時点での虐待通報件数について、添付資料のとおり報告＝
中野部会長	虐待認定された１件について、情報開示できる範囲で、経緯や対応結果を教えてください。
相談支援係長	＝１件の虐待ケースについて概要を説明＝
中野部会長	認定した場合には、市としてはどこまでどのような対応をするのか教えてください。
相談支援係長	虐待認定をするかしないかで大きな違いはなく、市が関わることで状況が良くなればという思いで対応している。この方に関しては、直接家庭を訪問し、本人への支援に当たって困っていることを伺ったり、いろいろな言動が虐待に当たる可能性があることを説明させていただいた。その後は経過観察しているが、特に新たな動きは確認されていないため、対応を終結している。
中野部会長	自宅に行くときは、「事業所からの通報で来た」と言うので

相談支援係長	はなく、「皆さんの家庭を回っています」という体で行くのか。 入り方は事業所側の意向等も加味して決めているが、本人から直接市が聞いたということにすることもあれば、事業所の職員が本人からそういう発言を聞くと市に報告する義務がある、ということを説明した上で、事業所からの通報で来たと伝えることもある。
中野部会長	前はコロナの影響で書面開催になり、そのときの虐待件数報告の中で、1件虐待認定されたケースがあったが、現在も進行管理や定期的な訪問があるのか。
相談支援係長	こちらは昨年6月の事案になるが、通告を受けて家庭訪問と注意指導を行っている。その後は通所先が変わらず通所されているため、特に家庭訪問は行わず、通所先での見守りの依頼と定期的な状況確認という形の対応になっている。
中野部会長	虐待ということに関して、委員の皆さんからもお話を伺いたい。特別支援学校の前堀委員、もし児童が家族から暴力された等の話を学校の先生が聞いた場合にどのような対応をされるのか、お話いただけるか。
前堀委員	個人情報のこともあるので詳しくはお話できないが、基本的には自分から話せない子たちが通っているので、本人から訴えることは難しい。そのため、学校の方では、必ず登校時に子供たちの様子や体調を確認して、疑問を感じるようなことがあれば家庭に連絡するようにしている。子どもたちの安全のため、日々様子を見ながら生活している。
中野部会長	18歳未満の方は障がいの有無に関わらず児童相談所が担当になるか。
相談支援係長	18歳未満に関しては、施設内で起きたものを除き、基本的には児童虐待防止法の中で対応するため、野田市の場合は子ども家庭総合支援課と野田市を管轄している柏児童相談所が主に対応に当たることになる。
中野部会長	通所施設では虐待関係の事例などあるか。
柿崎委員	のぞみでは今のところそういった事例はない。
中野部会長	入所施設では、虐待に関係することで日頃気を付けていること等あるか。

結城委員	入所施設ではちょうどコロナの影響もあって、家族と面会したり利用者を家庭に帰したりというのがなかなか難しい状況になっており、外から見ると、以前より風通しが悪くなっている印象があるかと思う。環境的に、権利侵害や虐待が起こりやすい環境にあるため、都度施設内で虐待防止の研修を行ったり、権利擁護委員会を立ち上げて、毎月虐待や権利侵害を起こさないような目標を立てながら職員に意識付けしてもらえるように活動をしている。
中野部会長	以前の部会で、コロナ禍の影響についてご報告いただき、入所施設の閉鎖があったり、自宅にいる時間が長くなったことで身体的虐待やネグレクトなどのケースが増加していくのではないかという懸念を共有したところだが、最近の通報件数や相談内容でそういった傾向が見られればお話いただきたい。
相談支援係長	令和2年度に関しては通報件数が23件あり、コロナ禍で事業所が閉所して在宅の時間が長くなったことで起きているという推測もあった。しかし、令和3年度、4年度は、件数自体は令和2年度に比べてそこまで突出して多くなっているというわけではなかった。そのため、コロナ禍が虐待の件数に影響しているとは特に感じていない。
中野部会長	最前線で相談を受けていただいている並木委員は、実感するようなことはあるか。
並木副部会長	今年度に入って、虐待という言葉が使われた相談対応のケースは3件あった。 本人が通報して警察に保護されるケースだと、本人の話と家族の話が食い違ったり、本人もその場で言ったことと翌日に言ったことが食い違ってしまったりするため、明確な証拠がないと確認に時間がかかる。それでも、虐待の可能性は否定できないので、まずは緊急一時保護という形で利用させてほしい、というケースが少し増えたと感じる。
中野部会長	同じく相談を受けていただいているのだネットの五十嵐委員はいかがか。
五十嵐委員	のだネットでも、虐待ケースは関係機関の方と連携しながら対応している。最近、障がい者の方が加害者となって、そのご家族との関係修復などを試みているケースがあり、難しさを感じている。

中野部会長	他に、今まで出た話の中で意見のある方はいるか。
逆井委員	最初の説明の中で、虐待認定するかしないかに関わらず対応が同じだという話があったかと思うが、その意味をご説明いただきたい。また、結果的に認定した場合と認定しない場合はどこが違ってくるのかを教えていただきたい。
相談支援係長	最初に加害者側に聞き取り調査をしに行くときに、「こういった相談・通告があった」ということで入っていくが、「実は叩きました」などと認めるケースはほとんどない。その事実ではもはや当事者にしか分からないところだが、注意指導すべきところはしていく必要があるのは同じなので、「虐待の認定はできないけれども注意指導は行っておく」という意味で、対応はそんなに変わらないとご説明した。認定するかしないかで変わる部分といえば、施設の従事者による虐待を認定した場合には、県への報告や改善計画書の提出などが必要になってくるところだが、一番多い養護者からの虐待に関しては、特に認定の有無で取扱いが変わるところはないと思っている。
中野部会長	前回の会議でも、虐待が疑われる場合はぜひ通報して対応をお願いするという話があったかと思う。コロナ禍で、在宅の時間が長くて心配という状況もまだ続いてはいるので、また皆さんにご協力いただいて対応できればと思う。 続いて、成年後見の市長申立て件数についてのご報告を事務局よりお願いする。
事務局	＝令和４年１０月４日時点での成年後見市長申立件数について、添付資料のとおり報告＝
中野部会長	市長申立てにするかしないかという判断基準が何かあれば教えていただきたい。
相談支援係長	実際に申立てをした後、後見相当か保佐相当かというのは、診断書を見て家裁が決定することになるが、市長申立てを行う方の要件については、判断能力がなく、身上看護や財産管理が必要な方で、周辺の支援者や親族などがいない方であれば、相談を受けて市長申立てをするようにしている。
中野部会長	私どもも成年後見支援センターをやっているのですが、市長申立てを受任することがあるが、高齢者支援課ではその要件にプラスして、今すぐに後見が必要かどうかという切迫性も加味されて判断されることがある。障がい者支援課の方では、今の条件に該当すれば申立ての検討はしていただけるということか。

相談支援係長	相談があれば必ず検討はしている。ただ、後見人を付けるということは本人の権利が移るということになるので、どうしても慎重になる必要がある。もう少し様子を見てもいいのでは、という話をして、申立てに至らないケースも中にはある。
中野部会長	【議題３ 事例検討・情報交換】 続いて、事例検討・情報交換に移る。ぜひこの場で検討したいことや、情報交換したいこと、提供したい情報がある方は挙手をお願いします。 私は権利擁護部会長２期目だが、この権利擁護部会というのが捉えようによっては幅が広く、過去には事例検討や福祉関係者を集めた成年後見制度の説明会などをやってきた。今回の冒頭の説明で、この自立支援協議会が地域で安心して生活していくのに課題を把握して解決するためのプロジェクトチームなんだという話を伺い、その中で、今後どういった取組をしていったらいいのか考えているところ。ご家族の立場から、権利擁護部会でやってくれたらということが何かあれば伺いたい。
知久委員	親の会に入っている方であれば親の会に相談員がいるので、日頃のちょっとした相談であれば意外と身近に受けられる。ただ、療育手帳を所持している方が野田市で約１，３００人いて、親の会の会員が約２００人なので、そういう会に入っていない方が大多数ではある。確かに、息子が夜中の２時まで寝なかったりすると、なんで寝ないんだと思うこともあるが、そこまで深刻なことにはなっていない。
中野部会長	ちなみに、他市がどういったことをしているか簡単に見てみると、リーフレットの作成があった。野田市の場合、虐待防止のリーフレットや成年後見のリーフレットを作っていただいて活用しているところだが、今年度や来年度で、こういったことに取り組んだらいいんじゃないかというご意見があれば逆に伺いたいと思う。
加藤満子氏	オブザーバーの立場で発言させていただいてよろしいか。例えば相談員の立場や、いろいろな立場で、通報も兼ねて市にご相談に行ったとき、市はもちろんすごく丁寧に誠実にいろいろ対応してくださったが、その出した結論がちょっと納得できないような、この流れで結局そう決まったのかというような、なんとなく心の中に忸怩たるものがあるような場合、権利擁護部会の方でもう少し良い解決がないかご相談ができればと思うが、いかがか。

中野部会長	虐待の相談を基幹相談支援センターやのだネットで受けたり、市の方で対応したケースについて、どう対応したかの報告を受けて、その再検討をしていくというようなことか。
加藤満子氏	ある種の評価というか、切り込み方や検討の仕方について、市以外の場所で、権利擁護部会として何かそういったことができれば、少し違ったりするものがあるのではないかと、そういった使命も少し持っているのではないかと思う。
中野部会長	そうすると、年に2、3回の会議だけでなく、コアなメンバーだけでも集まって市から相談を受けてアドバイザー的なことをできたらというようなことか。確かに、例えば私の立場からすると、成年後見のことにに関する知識はご提供できるかと思う。もしかしたら市としても対応に困ったときに、もっと外部の人たちと協議できれば違った方策が見えてくることもあるかもしれないので、検討できるかと思うが、事務局としてはいかがか。
相談支援係長	虐待の認定に関しては、事実があったのであろうと推察されれば認定するというもので、行政処分ではないので不服申立てのようなものも特にないが、その認定に当たって市の対応が適切だったかの検証をしてもらう場がもしあれば、より良い対応策の検討につながると思う。事例検討という形にはなってしまうかもしれないが、個人情報伏せた上でもう少し詳細なケース概要を共有して、どういった対応が考えられるかを皆で検討していく、ということもあっていいのではないかと思う。
中野部会長	この権利擁護部会もそうだが、成年後見支援センターの立場、基幹相談支援センターの立場など、いろいろな立場でここに参加していただいているので、これについてはまた再度ご相談しながら進めさせていただきたい。 なかなか、権利擁護というのは難しい話にとらわれがちなので、何か皆さんの生の声を伺えるような場面があったらいいなと思う。成年後見支援センターとしても、例えば後見の相談の中で、難しくて使いにくい制度なのかと聞かれることがあるので、そういったものを座談会のような感じで気軽に話せたり、そこから手がかりがつかめたりできればと個人的に考えている。 最後に、事務局から事務連絡をお願いします。
相談支援係長	事務的な連絡の前に一つお話したい。ここにお集まりの皆様は、直接障がいのある方の支援に携わっている方なので、今更市に言われるようなことではないということは重々承知してい

中野部会長	るが、大切なことなので確認のためにお伝えさせていただきたい。 障がいのある方の支援に携わる中で、その人の障がいの特性によっては考えていることや、思っていることがうまく伝えられずに、普段と異なる行動、発言、あるいは感情の起伏や、体調の変化などに現れることがあると思う。こういった言動や様子について表面的な部分だけにとらわれずに、その言動や様子を生み出している要因が何なのかということを常に分析しながら、場合によっては本人との関わり方であったり、環境の見直しを行うことで、改善へとつなげていってほしいと考えている。それが時には、物を壊すとか、部屋を荒らすとか、職員を叩いたり、暴言を吐いたり、他の利用者のスケジュールであったり、施設全体の計画などに支障が生じてしまうということもあるかもしれないが、そのような起きた結果を、本人のせいにして終わりにするのではなくて、その行動がなぜ起きているのかという要因に目を向けていただきたい。これはとても手間暇がかかることではあるが、そこに改善の手がかりが隠れているはずなので、ぜひその点に着目して、今後のより質の高い支援につなげていっていただきたい。 自らの意思や考え方を伝えることに困難を抱える方が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人の意思に沿った支援を尽くすということが、障害者総合支援法の基本理念でもあるので、今一度そのことを認識して今後の支援に当たっていただければと思う。 最後に、次回の開催予定については、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら今後決定させていただくため、現段階では未定となっている。開催予定日の2週間程度前に通知文を送らせていただくので、もし欠席される場合は事前のご連絡をいただきたい。また、中野部会長からもあったとおり、部会において協議したい内容や報告したい事案等があれば、事務局までご連絡いただければ議題として提案させていただくので、ご協力願いたい。 午後2時30分、閉会を宣言した。 以上
-------	---